

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2004年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 21世紀社会デザイン 研究科 比較組織ネットワーク学 専攻		
指導教員	所属・職名	氏名	
	同研究科教授	入山 映	印
自然・人文の別	人文	個人・共同の別	個人
研究課題	日本の NPO 法人におけるアドボカシー活動に関する意識と活動の実態調査		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	21世紀社会デザイン研究科・比較組織ネットワーク学専攻・修士課程2年	富永さとる	印
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
研究期間	2004年度 6月～3月		
研究経費	200千円		

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

東西冷戦の終了後、世界的に市民社会論は大きなテーマである。その担い手として NGO/NPO が形成することを期待される公共圏においてはそれらのアドボカシー advocacy 機能が極めて重要となるが、アドボカシーはこれまでのところ我が国においては NGO/NPO 論分野では「政策提言」、社会福祉・人権分野では「権利擁護」とバラバラに紹介されてきたため、理念的にも実証的にもアドボカシー活動を捉える方法論が未確立である。この状況を克服するため、1) アドボカシーを包括的に定義し、モデルを構築し、それを構成する活動諸形態をリストアップし、2) NPO 法人から標本を無作為抽出して郵送アンケート調査によってアドボカシー活動に関する意識と活動状況を調査した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[アドボカシー] [NPO/NGO] [法規範と社会制度]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

Advocate (動詞、名詞) の原意、欧米においては「法」と「権利」は同じ語であることが多いこと、国家権力によって犯すことのできない個人の生来の権利という近代的意味の人権の観念は直接には中世自然法と結びついて説かれた「法優位の思想」に由来すること、物象化を常とする社会の動向をコントロールする方法として資源配分と制度役割の操作が重要であり NPO 制度の導入がもつ意義もこのことに関わる点が多いことなどから、アドボカシーを「法規範を中心とする社会制度を操作(創設・改廃・維持・利用)することを通して問題解決をはかる活動」と定義した。この定義の優れた点は以下の通りである。1) 「権利擁護」と「政策提言」との両者を統一的に包摂できる。2) 政策等を提言するだけでなく問題の発見(定義)から解決策を実現させるところまでが含まれることを明確化できる。3) すでに成立している法規範を利用することを基本とするケース・アドボカシーと法規範の創設・改廃・維持を基本とするイシュー・アドボカシー(ポリシー・アドボカシー)とを統一的に包摂できる。4) 法規範の階層構造を理念-操作化-適用・代入と捉えることによって、イシュー・アドボカシー(ポリシー・アドボカシー)が理念-操作化の接続に、ケース・アドボカシーが操作化-適用・代入の接続にそれぞれ関係すると捉えることができ、アドボカシーの方法論には学問の方法論と相似する相面が存在することを明らかにすることができる。5) 「弱者保護」といった法規範の含意を捨象し、産業界による利潤追求のためのアドボカシー活動まで包摂しえる価値自由な定義であり、そのため官庁主導による法形成の過程など「市民的ヘゲモニー」(A. グラムシ) 生成プロセスの分析にも用いることのできる概念となる。6) アドボカシーにおいては公的決定が主要な争いの対象となる一方、その活動外延が社会通念を変えるための文化活動など広範な領域に及ぶことを示すことができる。7) 法の要請する一般性・抽象性ゆえに個別具体性との間でアドボカシー活動がつねに緊張関係をはらみやすいことを示せる。8) 問題解決のための社会的な資源動員と制度化という視覚から NPO/NGO の直接サービスとアドボカシー活動、ファンド・レイズとアドボカシー活動とを連続的なものとして捉えることができ、前者の活動の中からアドボカシー活動への指向性が内在的に生成する可能性が存在するという見方を成立させる。9) 営利組織と非営利組織の振る舞いの重要な相違として着目されるべき「成功した事業モデルの普及」655sr が直接サービスとアドボカシー活動との間の移行領域に存在することを示せる。10) 現代の社会学・経済学・政治学における重要な理論契機である「制度」の概念とアドボカシー活動との間を架橋することによって「アドボカシー論」の学問的な基礎フレーム探求の足がかりを得るとともに、制度アプローチの諸学にとってアドボカシー活動が理論的に重要な知見をもたらす研究対象となり得る可能性があることを提起できる。

この定義に基づき、陪審員型の法廷モデルをアドボカシーの基本モデルとして、NPO/NGO のコミュニケーション対象を①当事者、②決定権者、③社会、④マス・メディアの4つに分け、アドボカシー活動のコアとも言うべきロビイングをダイレクト・ロビイング、グラスルーツ・ロビイング、メディア・ロビイングの3つに類別した。さらに、情報の収集・分析(Observation) - 位置の認識(Orientation) - 方針の決定(Decision) - 行動(Action) からなるOODAサイクルを適用して、情報の収集・分析-位置の認識に当たる部分にイシュー・マッピング、パワー・マッピングの2つのマッピングを位置づけた。これらを用いたモデルをもとにアドボカシー活動を構成する活動諸形態をリストアップした。

このモデルとリストに基づき、日本のNPO法人の活動と意識を把握するため、日本NPOセンターのNPOひろばを利用して2004年6月末までに認証された17236法人を母集団として、認証庁ごとの層化抽出法によって405法人に対して郵送によるアンケート調査を実施した。146法人から回答を得、回収率は36.0%である。

回答のあった法人の認証庁は内閣府も含めて40であり、8の県について回答がなかった。活動分野の中から主なものを回答者に選んでもらった結果は、NPO法別表の項目順に60, 8, 12, 11, 16, 0, 1, 4, 6, 2, 10, 2, 1, 5, 2, 2, 2 (特定できなかったもの2) である。

主な仮説とその結果は以下の通りである。

1) 「NPO法人全体としては「アドボカシーとは政策提言のこと」という理解が最も多い」

「アドボカシー」という言葉を聞いたことがあると答えた57法人のうち、政策提言と答えたもの23(40.4%)、権利擁護28(49.1%)、問題の発見と解決24(24.6%)、代弁24(24.6%)であった。(複数回答可。検証方法検討中)

2) 「アドボカシーという言葉を知ったことがない団体も少なくない。」

アドボカシーという言葉を知ったことがあるかという質問に対してあると答えた数57が有効回答数140に占める割合は40.7%であった。

3) 「アドボカシーを「政策提言」と理解している団体は、そうでない団体に比べてアドボカシーを自団体が取り組むべき活動と思っている比率が低い。」

アドボカシーという言葉を知ったことがあるという回答の中で、アドボカシーの意味として「政策提言」と答えたかどうかと、「アドボカシーは自団体が取り組むべき活動だと考えている」にははい・いいえ・わからない(無回答)と答えたもののクロス集計を行い χ^2 乗検定をしたところ漸近有意確率(両側)は0.451で、「両者は独立である」という仮説は有意確率5%のもとで棄却されなかった。

研究成果の概要 つづき

「権利擁護」については0.395、「問題の発見と解決」0.694、「代弁」0.728で、いずれについても「取り組むべき課題だと考えている」との間に独立性があるとの仮説は棄却されなかった。

4)「保健、医療又は福祉の増進を主な目的としている団体はそれ以外の団体に比べてアドボカシーを「権利擁護」と理解している比率が高い」

「聞いたことがある」ものの中では「権利擁護」と答えたもの25対そうでないもの30に対して、別表1の1を主な活動分野とするものの中では14対10であり、傾向の差が見られるものの、 χ^2 乗検定は0.152で、「保健、医療又は福祉の増進を主な目的としている」かどうかと「アドボカシーを権利擁護と理解している」ことが独立であるという仮説は棄却されるにはいたらなかった。人権・平和、男女共同参画の分野を加えても0.349で結論は同様であった。

5)「まちづくり、環境、人権・平和、国際協力、男女共同参画、連絡・援助の分野は他の分野に比べて政策提言という理解が多い」

χ^2 乗検定は0.314で関連があるとは言えなかった。

6)「グラスルーツ・ロビイングを行っている団体は多いが、クロス・ロビイング、メディア・ロビイング、ダイレクト・ロビイングを行っている団体は少ない。」

狭義のグラスルーツ・ロビイングである「行政・議会・企業に意見を送るように会員や一般市民に呼びかける」「署名を集めて提出する」を行っているものは10.2%であるが、「講演会や講座、ワークショップ」45.9、「ニュース・レターやメール・マガジンの発行」29.5、「WEBサイトでの広報」26.7、「本や冊子の出版」17.8、「学校教育への関わりや成人教育」15.1、「アートや音楽、演劇、ダンス、スポーツ、料理、ファッションの行事・講座」15.1、「デモ行進、不買運動や人間の鎖など非暴力の行動への参加を呼びかける(参加する)」0.7%までを加えると72.1%が何らかの活動を行っている。

これに対して、ダイレクト・ロビイングとして典型的な「行政の担当者に働きかける」は54.4%、「議員に働きかける」は23.1%で、どちらかを行っているものが57.0%であった。これらに「行政に要望書や申入書を提出する」「議会に請願・陳情・要望書を提出する」「選挙の際に候補者に公開質問状を送り回答を公表する」「審議会に働きかける」「パブリック・コメントに意見を送る」「署名を集めて提出する」を加えた場合59.9%、さらに決定権者として働きかける対象を企業、助成団体、国際機関にまで広げると67.3%であった。

クロス・ロビイングについては「制度・ルールをつくる、又は変える、又は守る」ことを目的とする連合体に参加している団体は11.6%、メディア・ロビイングについては「マス・メディアや地域メディアへの情報提供あるいは意見広告」を行っている団体は15.1%であった。

7)「日常的な業務のなかで、社会の制度・ルール、価値観について不都合や困難、問題を感じる団体は多い。」

「感じることもある」と答えたものは71.2%であった。それらの中で、その問題を解決するために何か取り組みをしたと答えたものは67.3%であった。

取り組みをしなかった団体について、その理由で最も多かったものが「どのような取り組みをすべきかわからなかったから」12、次いで「時間・人手がなく手が回らなかったから」9、「必要な資源・ノウハウが足りなかったから」7であった。「周囲から孤立の恐れ」4、「それ以外のマイナスの恐れ」3、「NPOにふさわしくないから」は2で、「ふさわしくない」理由は「NPOは対立でなく協働すべきものだから」1(ほか無回答1)であった。

8)「行政や企業から資金を得ていると、意見の表明や特定の表現方法を実行することに困難が生じる。」

行政又は企業から資金を得ている56団体(38.3%)の中で、困難を感じたことがあると答えたものは14.3%で、82.1%がないと答えた。

その他に得られた知見のいくつかをあげると以下の通りである。

1) アドボカシーの基本形である「権利/義務・責任」アプローチについては「権利や義務・責任の概念を使って相手を説得する」「関係機関の義務や責任について啓発する取り組み」はそれぞれ12.3%、10.3%に過ぎなかった。

2) 「制度・ルールを利用する、つくる、又は変える、又は守る」活動のために利用できればいいと思うニーズで最も多かったのは「機動的に利用できる助成金制度」93、次いで「協力してくれる人々・団体の紹介」47、「同じテーマに関わる団体・個人の情報交換の場」46、「同じ目的をもった団体が集まる連合体」41であった。

3) 自らを非政府組織(NGO)でもあると考えているのは28.8%で、いいえが65.1%であった。「アドボカシーに取り組むべき」との独立性の χ^2 乗検定は0.434で、両者が独立であるとの仮説は棄却されなかった。

4) 「問題・ニーズ・アイデアの発見、情報収集」の機会として「相談活動」をあげるもの50.7%、「利用者の声やスタッフの気づきを集約」をあげるもの45.9%の回答があった。

※ この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。